

令和5年第4回九戸村議会定例会

令和5年12月4日（月）

午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第 7 号 令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 議案第 8 号 令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 11 議案第 9 号 令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 議案第 10 号 令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	8番	岩	渕	智幸	君			
2番	久保	えみ子	君	9番	保	大木	信子	君			
3番	渡	保	男	君	10番	古	舘	巖	君		
4番	川	戸	茂	男	君	11番	高	崎	覺	志	君
5番	中	村	國	夫	君	12番	桂	川	俊	明	君
6番	坂	本	豊	彦	君						

◎欠席議員（1人）

7番 櫻庭 豊太郎 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴	山	裕	康	君					
副	村	長	伊	藤	仁	君					
総	務	課	長	中	奥	達	也	君			
I	J	U	戦	略	室	柳	平	善	行	君	
移	住	定	住	担	当	課	長				
会	計	管	理	者	野	辺	地	利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長					
保	健	福	祉	課	長	浅	水	涉	君		
産	業	振	興	課	長	川	原	憲	彦	君	
地	域	整	備	課	長	関	口	猛	彦	君	
教	育	次	長	松	浦	拓	志	君			
地	域	整	備	課	主	幹	上	村	浩	之	君
兼	水	道	事	業	所	長					

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大	久	保	勝	彦
主		任	山	本	猛	輝		

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 5 年第 4 回九戸村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、7 番、櫻庭豊太郎議員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

12 月 4 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 10 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、高崎覺志議員、中村國夫議員、保大木信子議員、坂本豊彦議員、久保えみ子議員の 5 人であります。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布の陳情 1 件であります。陳情については、かねて申し合わせのとおり、配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 5 年 8 月分、9 月分及び 10 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に、村長並びに教育長から行政報告の申し出がありました。

はじめに、村長の行政報告を行います。村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、令和 5 年第 4 回九戸村議会定例会が開会される

に当たり、第3回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

一つ目として、九戸村若者会議の開催についてでございます。

本村の少子化に歯止めをかけるためには、何よりも若い世代の定住人口を増やすことが重要であり、若い世代が「住みたい、住み続けたい」と思えるような九戸村の実現こそが求められていると考えております。このため、まさにその対象者である20代から30代の若い世代に集まっていただき、どうしたら「住みたい、住み続けたい」と思えるような九戸村が実現できるのか、自由な意見とアイデアを出していただくため、11月14日にHOZホールを会場に「九戸村若者会議」を開催いたしました。参加者は、九戸村に居住又は通勤しておられる20代から30代の男女を対象とし、村内の企業関係者や商工会青年部、若手農業生産者、役場職員、地域おこし協力隊など出席した延べ41名の方々に、七つのグループに分かれていただき、自由に懇談していただいたところであります。

若者会議で出された意見や提案は、現在、取りまとめ中でございますが、来たる12月12日に一般公開で発表会を開催する予定となっております。当日は、有意義で、建設的な意見・提案が出されることを期待しておりますのでございます。

二つ目に、九戸村敬老会の開催についてでございます。

敬老会につきましては、昨年度までの3年間は、コロナ禍の影響で個々に祝ってもらうため、長寿祝いなどの記念品を配布するだけという実施でございましたが、4年ぶりとなります参集型での開催を、9月16日に戸田小学校会場、HOZホール会場、江刺家小学校会場の3会場で開催いたしました。90歳以上の長寿者が220名、米寿の方58名、喜寿の方88名に記念品を、80歳以上の928名には敬老年金を贈呈させていただきました。

今回は4年ぶりの開催であることや感染対策のため、1時間程度に時間を抑え、会食はしないこととしたなどの影響からか、全体招待者の1,312名のうち、出席者は315名と、コロナ禍前に比較し1割減の出席率となりましたが、出席者の中には、「コロナになってから会えなかった人もいたから、元気にみんなの顔を見られてよかった」と、感想を話してくださる出席者もおられたと伺っております。出席者の皆さまがお互いに長寿を喜んでいる様子が見られたことは、開催して良かったと感じたところでございます。

三つ目に、九戸村健康福祉大会についてでございます。

第29回九戸村健康福祉大会は、11月19日にHOZホールで、4年ぶりとなる参集型の開催となりました。一般来場者53名と関係者を合わせ233名の参加をいただきました。虫歯のない子の表彰、献血協力者や保健、福祉などの功労者への感謝状の贈呈は、このコロナ禍の3年間も行っておりましたが、そのご功績に対し多くの方々の前でご披露できたことは、大変良かったと思っております。会場内に

は、健康相談コーナーや団体の活動の紹介展示などもあり、健康や福祉に関する情報等を発信するいい機会ができたと考えているところであります。

また、会場内に設置した試食コーナーなどは、生活習慣病予防など健康に関するものでしたが、それをお手伝いいただいている保健推進員や食生活改善推進員はボランティアによるもので、地域社会を支えるにはこの方たちの力が不可欠となることから、今後についても個人の健康増進と併せ、保健推進員や食生活改善推進員など、ボランティアの方々と一緒に支え合う地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

四つ目に、新型コロナウイルス対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況につきましては、村政調査会の場でも逐一ご報告してまいりましたが、あらためて現在の状況を報告させていただきます。

令和5年度秋冬接種につきましては、65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方などを優先とした集団接種を、県立二戸病院と九戸地域診療センターの協力により医師と看護師を派遣していただき、10月16日から実施してまいりました。11月に入りまして、対象者を12歳以上64歳以下にも拡大し実施してきたところでありますが、予約の状況が減少することにより、集団接種では対応が困難になることから、二戸医師会にご協力をお願いいたしまして、12月1日から個別接種でのワクチン接種機会の提供に努めているところであります。

国からのワクチン供給が、10月当初は村が要望した量よりも少なく配給されたため心配されましたが、集団接種開始後は、順調に供給されております。11月30日現在で、12歳以上の接種対象者、人口4,963人に対し1,212の方が接種しておりますことから、対象者の24.4%が接種済みということになっております。

次に今後についてであります。個別接種を令和6年3月31日まで実施することとなります。今後についても二戸医師会と連携を取りながら、接種機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

五つ目に、農業の状況についてでございます。

農林水産省が11月10日発表した令和5年産水稲の10月25日現在の作況指数は、全国が101の「平年並み」、東北は秋田の水害等の影響により101の「平年並み」、岩手県が104の「やや良」、当村が属する北部は107の「良」が見込まれております。

また、国全体の5年産主食用米の予想収穫量は、前年比1.4%減の661万トンであることから、令和6年6月末の民間在庫量は176万トン前後となる見通しで、需給均衡の目安とされる180万から200万トンを下回ったことにより、米価の上昇も期待されるところであります。

本村の水稲の生育状況は、育苗期に当たる5月上旬には降雪を記録するなど低

温の時期もありましたが、その後の天候回復により豊作基調に転換しております。なお、高温によりカメムシ類の被害による着色粒の発生が多かったため、一等米比率が82.1%と、昨年を下回っております。

次に、村の園芸重点品目につきましては、10月末現在の新岩手農協の販売実績によりますと野菜は、7月下旬からの猛暑によりトマト・ピーマンは出荷数量が伸びましたが、人参・ねぎは腐敗の発生があり数量減になりました。販売価格については、総じて堅調に推移しました。

また、花きについては、りんどうは雪解けが早く生育が進み出荷開始が4日ほど早まりましたが、5月上旬の降雪で折損や曲がり及び高温時の病害発生があり、また、小菊は高温の影響による開花抑制があり、共に出荷数量が減少しました。販売価格については、各品目共に順調に推移いたしました。

一方、葉たばこについては、春先の降霜や積雪の影響を受けたことは生育遅延で済みましたが、夏場の猛暑による病害の発生で収量が減少する見込みであります。買入単価は前年と同額でございますので、販売金額は昨年度を下回る見込みとなります。なお、今年の本村産の葉たばこ買い入れ日は、11月29日と30日の2日間でございます。

畜産物につきましては、農協の10月末実績での生乳は、農家が3戸減少しましたが、当該農家が小規模だったため生産量が105%、販売単価の上昇もあり販売額は116%となっております。

和牛子牛は、生産農家1戸減少と価格下落により、出荷頭数が97%、販売額は82%の厳しい実績となりました。なお、品目別の詳細な数字等は、次に掲げる表のとおりとなっておりますので、申し添えさせていただきます。

六つ目に、畜産まつりについてでございます。

9月9日に、「九戸村畜産まつり」を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度から令和4年度までの3年間、開催を見送っておりましたが、畜産農家や新岩手農協をはじめ、関係機関のご協力をいただきまして、4年ぶりの開催となりました。

畜産共進会には、乳用牛6部門に16頭、黒毛和種5部門に24頭が出品され、審査員から一頭一頭の体型や筋肉のつき方、立ち姿など評価いただきました。また、当日は精肉販売や餅まきイベントも開催し、多くの皆さまからご来場いただいたところでございます。今後も、畜産農家との意思疎通を図りながら進めてまいりたいと考えております。

七つ目に、オドデフェスタについてでございます。

産直施設オドデ館リニューアル1周年記念イベントであるオドデフェスタを、9月30日に開催いたしました。当日の企画運営は伊保内高校生を中心に行われ、オドデ館前特設ブースでは伊高村おこし会社による新商品の販売、キーホルダー

や巾着作りが行われたほか、商工会青年部やオドデ館友の会、ナインズファーム、明治安田生命、自衛隊岩手協力本部が軒を連ねました。

河川公園特設ステージでは、ビンゴ大会、餅まきに加え、長興寺小学校や二戸吹奏楽団、創作太鼓の会「座・宇漢米」からも出演していただき、イベントに花を添えていただきました。場内には、高校生が校庭で育てたジャンボカボチャ16個に顔やイラストを施した秋の風物詩が、訪れた多くの来場者の目を楽しませたところがございます。

八つ目に、九戸村総合防災訓練についてでございます。

大規模な災害に備えるため、九戸村総合防災訓練を10月15日に役場周辺を会場として開催いたしました。この訓練は地域住民からも参加いただき、5年に1度の総合的な防災訓練ですが、前回は悪天候により中止となっていたため、10年ぶりの開催でございました。訓練では、災害状況を把握し住民の避難につなげる通信情報連絡訓練のほか、避難所を開設し避難者のケアを行う訓練、応急炊き出し訓練、建物火災防衛訓練など、各関係機関のご協力をいただきながら、有事を想定し実践に即した訓練を行いました。

近年の世界的な気候変動に伴い、本村においても、災害発生の危険は高まっていることから、今後も常に防災を意識し最適な安全確保が取れるように努めてまいります。

九つ目に、産業・芸術文化まつりについてでございます。

第37回九戸村産業・芸術文化まつりを10月28日、29日と11月3日の3日間にわたって開催いたしました。

体育センターで行われた産業部門においては、今年度オブチキ感謝祭と同時開催とし、村内外から多くのお客さまにご来場いただきました。買い物をしていただいた際に発行する抽選補助券の集計結果から、前年比37%増の売り上げとなっており、昨年度以上の賑わいでもございました。なお、昨年度からの課題でありました駐車場について、今年度は警備員を配置し対応したところですが、先に申し上げましたように、昨年度以上の来客数となったことから、混雑は避けられなかったようであります。来年度以降、混雑解消に向けた取り組みの検討が必要であると考えております。

展示部門については、出展団体こそ減少しておりますが、写真や絵画、工芸品など個人からの出展が増えております。コロナ禍にあっても創作意欲を失わず、作品の制作に当たられた出展者の方々に敬意を表したいと思います。

また、11月3日にHOZホールで行われた発表部門では、小学生、中学生による合唱や、今年、全国高校総合文化祭に出場した伊保内高校郷土芸能委員会による江刺家神楽などが披露され、来場された方々も熱心に鑑賞されておりました。

当日の午後は、九戸の山伏神楽祭典が4年ぶりに開催され、私も開催地の村長

として祝辞を申し述べさせていただきましたが、同じ県北地域であっても、それぞれの神楽に個性や特徴があり、興味深く鑑賞させていただきました。地域の担い手が減少する中で、伝統芸能の保存活動に取り組まれている方々のご労苦に対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

以上、第3回定例会以降の行政執行状況について報告させていただきました。

今議会には、議案10件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、令和5年第4回九戸村議会定例会の行政報告とさせていただきます。どうもありがとうございました

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（桂川俊明君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 高橋良一君登壇)

○教育長（高橋良一君） 本日ここに、令和5年第4回九戸村議会定例会が開催されるに当たり、第3回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

1、小学校統合準備委員会について。

はじめに小学校の統合準備について、申し上げます。教育委員会では、令和7年度の統合小学校開校に向けて統合準備委員会を設置し、また、その下に六つの部会を設けており、各部会とも、1回ないし2回の会議を開催し、それぞれ役割分担と担当分野の具体的な検討に入っております。

まず、開校準備部会ですが、校名、校歌、校章の決定方法について一応の合意を得ております。最終的な案については、12月に開催を予定している統合準備委員会において決定されることとなりますので、その後に周知等させていただきたいと考えております。

学校経営部会においては、現在「学校経営方針案」を作成中でございます。令和6年度の国、県等の方針を反映させる必要があるため素案を作成し、次年度において修正を行う方向です。

地域連携・環境整備部会では、部会の中にさらに「地域連携班」と「学校事務班」を置き、役割分担をして検討を進めております。地域連携班では現在、危機管理マニュアル等の作成を行いながら、学校運営協議会やPTA組織について、現在の各校の比較と検討すべき事項の整理を進めております。学校事務班では、既存の学校備品の整理と統合を見据えた備品購入計画の策定等を進めております。

また、学校文書の整理にも着手しております。

教育課程部会においては、部会の下にさらに「教務部会」「研究部会」「教育支援部会」を設置して、教務部会は3回、研究部会は2回開催しているところです。学校経営計画の素案等の作成に着手しております。

指導部会では、「生徒指導班」と「保健指導班」の2班構成で、それぞれの指導案の作成を進めております。第3回の開催予定は、12月27日とのことでございます。

最後に通学関係部会ですが、通学方法に関する保護者アンケートを実施して、現在その取りまとめ中でございます。12月27日に次の部会を開催し、スクールバスの発着所候補地の現地視察、通学路の確認等を行う予定でございます。

それぞれの部会の状況を簡単に申し上げましたが、12月中に第2回の統合準備委員会を開催し、進捗状況の共有とスケジュールの再確認、懸案事項の協議などを行う予定です。その結果については、時期を捉えてあらためて議会にもご説明するとともに、村民の皆さまへ周知する予定としております。

二つ目です。児童生徒の学力向上について。

次に児童生徒の学力向上について、小学校5年生と中学校2年生を対象に、10月4日に行われた「令和5年度岩手県小中学校学習定着度状況調査」の結果が県教育委員会から送付されましたので、本村児童生徒の状況についてお知らせします。

まず、小学校5年生についてです。本村児童の国語の平均正答率は69.1%、算数は57.6%で、それぞれ県平均を国語で4.4ポイント、算数で2.3ポイント上回りました。昨年度はどちらも県平均を下回っておりました。もちろん単純な比較に意味はありませんが、先生方の日々の授業改善努力が一定の成果を挙げているものと捉えております。

細かい領域ごとの正答率を見ますと、国語に関しては、「話の内容が明確になるような話の構成を捉える」「段落相互の関係に着目して読む」という分野で県平均を大きく上回っている一方、「目的に応じて必要な情報を見つけて読む」「自分の考えとそれを支える理由との関係を明確にして文章を書く」という二つの分野では、県平均を大きく下回っております。

算数では、数と計算の領域では県平均を上回りますが、全国学調と同様、「図形」や「思考・判断・表現」の領域で県平均を大きく下回る結果となっております。

続いて中学校2年生についてです。国語の正答率は61.4%、数学の正答率は48.5%と、中学生に関しましても国語で4.0ポイント、数学で3.9ポイント、県平均を上回る結果となりました。しかしながら領域分野ごとに見ますと、国語においては全国学調と同様に「書くこと」「読むこと」といった領域で、特に「文章

の構成や展開を捉える」「資料を読み取り、根拠を明確にして自分の考えを書く」といった部分で、大きく県平均を下回っております。数学においては、「データの活用」領域で正答率の落ち込みが見られました。

言うまでもなくこういった学力調査は、正答率の高さを競うものではなく、児童生徒一人一人の学習の定着度を把握することで、その結果を基に日々の指導の充実を図ることが目的であります。これらの結果を、各学校において授業改善にフィードバックし、日々の授業を通じて必要となる資質能力を育成することで、児童生徒が自ら学ぶ姿勢を身に付けられるように支援してまいりたいと考えております。

三つ目です。中学校部活動の地域移行について。

次に、中学校部活動の地域移行についてでございます。少子化の進展や子どもたちのスポーツに対するニーズの多様化、教職員の働き方改革というこれまでになかった大きな課題へ社会全体で対応する必要性が高まり、学校部活動そのものの在り方を見直す取り組みが全国で進められております。

教育委員会としましては、学校の働き方改革はもちろんですが、人数の制限によって子どもたちがやりたいと思うスポーツに取り組みないという状況がすでに始まっているという現状認識、そしてそれは今後も加速化していこうという将来予測に立って、子どもたちにどのようなスポーツ環境を提供していくべきかを検討するため、村体育協会、中学校、部活動育成会そして現在、部活動において技術指導に当たられている方々で構成する「部活動地域移行検討委員会」を立ち上げ、10月11日に第1回の会議を開催して目的意識の共有を図りました。

今年度に関しましては、国の実証事業を活用して、休日の部活動を学校から切り離し、休日の練習や練習試合、大会の引率については、各部活動育成会から推薦のあった指導者をお願いすることとし、指導時間に応じた謝礼を村から行うこととしております。

将来的なスポーツの受け皿をどうするのかといった問題については非常に大きな問題であり、すぐに答えが出るものではないと考えておりますが、関係者の皆さまのお知恵をお借りしながら、また、先進事例などを学びながら前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

四つ目、黒山の昔穴遺跡についてでございます。

次に「黒山の昔穴遺跡」の史跡指定に向けた動きに関してです。新聞報道もなされたとおり、黒山の昔穴遺跡が文化財保護法第109条による「史跡に指定する価値を有する埋蔵文化財」、いわゆる「国指定相当の埋蔵文化財」として高い評価をいただき、10月に国のリストに登録されました。全国33遺跡が登録され、岩手県からは「黒山の昔穴遺跡」のほか、盛岡市の「南部家墓所」が登録されました。この「指定相当の文化財の登録」とは、まだ史跡指定にこそ至りませんが、その

価値を有する文化財として国が登録することによって、その適切な保護・保存を図ることを目的として行われております。制度上新たな規制を設けるといったものではありませんが、国と地方公共団体で必要な情報を共有しながら協働してその保護を図ることとされております。

登録に当たっての文化庁のコメントをご紹介します。「遺跡の良好な保存状況や、その規模が保持されている点で貴重であり、古代から中世への転換期における東北地域の集落、その中でも山間部での生業を主とした集落の解明において重要な遺跡として、今後の調査が期待される。北東北・北海道南部に見える古代の高地性集落の中でも規模が大きく、保存状態も良いうえに、馬産や木地生産に関わる遺物が出土している点が大変興味深く、この集落の性格を考える際に重要である。」という非常に高い評価をいただいたものと受け止めております。

今後は、次回の文化庁の審議会に向けて、文化庁の書類審査が来年1月に行われる予定となっており、その準備を進めているところでございます。その中で新たな課題等を提示される可能性もありますが、そういったものを一つ一つ着実に解決しながら、皆さまに良いお報せができるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

五つ目に、社会教育事業について。

最後になりますが、社会教育事業に関してです。前回の教育行政報告以降の社会教育関係事業に関しては、おおむね計画どおり順調に実施しているところです。

9月29日ですが、文化庁の「芸術による子供育成推進事業」を活用し、HOZホールにおいて狂言の鑑賞会を開催いたしました。小学生93名、中学生109名、学び処ナインズカフェの事業とも絡め、一般からも10名の方が鑑賞しております。日本の伝統文化とはいえ、日ごろなかなか触れることのない狂言ですが、演目内容や見どころについて分かりやすい解説を交えながらの公演となり、鑑賞した方々からも大変好評をいただいております。特に感受性豊かな子どもたちにとって、貴重な体験になったのではないかと考えております。

今後も芸術文化に触れる機会を提供することで、心豊かな子どもたちの育成を図ってまいります。

九曜塾では、10月7日に九戸村山友会、食生活改善推進委員の皆さんのご協力の下に「秋の森林体験・きのこ狩り」を行い、49名の児童が参加して九戸村の秋の山と郷土料理を満喫しました。また11月18日には、57名もの児童の参加を得て「化石探し」の体験学習を実施しております。

九曜塾は、地域の自然、歴史や文化に触れ合う機会を子どもたちに提供することによって、地域に対する理解と愛着を深めるとともに、「知・徳・体」のバランスの取れた子どもたちを育成していこうとする取り組みです。今後も子どもたちのニーズ把握に努め、子どもたちの感性や知的好奇心を刺激するような事業展

開を、子どもファーストで行ってまいりたいと考えております。

また、11月3日には「第10回九戸の山伏神楽祭典」が、実に4年ぶりにH O Zホールを会場に行われました。江刺家神楽、瀬月内神楽はもちろん、村外の神楽保存会4団体をお招きし、さらに九戸中学校、伊保内高等学校の生徒による神楽など、迫りに満ちた舞が次々と披露され、会場を訪れた方々も4年ぶりの神楽祭典を十分に堪能されたようでした。

以上、第3回定例会以降に実施している教育関係事業についてお知らせいたしました。

結びになりますが、現在の学校現場は、子どもの多様化、学習意欲の低下、教師の長時間労働、情報化の加速的進歩への対応の遅れ、コロナ感染症拡大における課題など、さまざまな課題に直面しております。そのため国は、令和3年中教審答申で「令和の日本型学校教育」の実現のための子どもの学びの姿として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通して「主体的・対話的で深い学び」を目指し、これからの急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力の育成をはかる方針を打ち出しました。

また、この答申は、現在全国で課題となっている少子高齢化や人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取り組みのための方針でもあります。現在、本村では令和7年度の小学校統合を進めることで、これらの課題解決に取り組み、本村の子どもたちが協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることを目指そうとしております。さらに、これまで教育委員会が唱えてきました「持続可能で良質な教育環境」の構築は、国の目指す教育の在り方にも十分応え得るものであり、本村の教育環境整備の指針として、児童生徒の教育環境の一層の充実に資するものと確信しております。

まだ今年度の途中ではありますが、九戸中学校は岩手県中学校新人大会バレーボール競技女子で初優勝し、特設合唱部は27年ぶりに全日本合唱コンクール東北大会に出場し銅賞を獲得するなど、文武両面での輝かしい成果を残しました。また、伊保内高校郷土芸能委員会は鹿児島県奄美市で開催された第47回全国高総文祭郷土芸能部門に出場するなど、九戸村に伝わる郷土芸能文化伝承活動が大きく評価された年でもありました。九戸村ではこのような学校教育のみならず、社会教育や生涯教育においても、村民の要望に応える充実した内容が村民に提供されています。

学校教育に限って申し上げます、このような輝かしい成果を小さい自治体である九戸村の生徒たちが生み出していることは、児童生徒の教育に携わっている教職員、本村の教育行政関係者、そして何よりも多くの九戸村民を勇気づけるものでもあります。私たち教育委員会は、未来を生きる本村の児童生徒のためにあり、

次世代の九戸村のみならず、日本や世界を担う人材育成のために、一層努力し精進してまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、今後とも教育委員会の取り組みに対しまして一層のご指導とご助言を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行状況についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、教育長の教育行政報告を終わります。

ここで15分間、休憩といたします。11時再開といたします。

休憩(午前10時41分)

再開(午前11時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、高崎覺志議員、1番、大崎優一議員、2番、久保えみ子議員の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(桂川俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から12月8日までの5日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月8日までの5日間とすることに、決定いたしました。

お諮りいたします。

12月5日、6日の2日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、12月5日、6日の2日間は、議案調査のため、休会することに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表の

とおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎議案第1号から議案第10号までの一括上程・説明

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第3、議案第1号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第12、議案第10号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」までの議案10件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」から順次、説明をお願いします。

議案第1号から議案第4号についてまでの4件について、総務課長

- 総務課長（中奥達也君） それでは、議案第1号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、本年11月24日に、国の一般職、特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正が公布されたことに伴い改正するもので、その内容は、第1条において、条例第4条第2項ただし書き中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改めるとするものです。

次のページに条例の一部改正の新旧対照表を載せておりますので、ご覧ください。

新旧対照表上段の、現行の第4条第2項に、「期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の給与に関する条例を準用する」とあります。次のただし書き中で、この後、提案する議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例」で、「100分の120」を「100分の125」に改め、議会議員の条例においても同様に改めた上で、「100分の165」を「100分の175」に改めるというものです。これにより、これまで「1.65カ月」だった期末手当を「1.75カ月」とし、「0.1カ月」引き上げた改正条例となっております。

議案本文にお戻りいただきまして、次に、議案の第2条では、条例の第4条第2項ただし書き中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改めるとしております。これは、同じように一般職の職員の給与に関する条例で、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、議会議員の条例においても同様に改めた上で、第1条で「1.75カ月」とした期末手当を「1.70カ月」とし、「0.05カ月」引き下げた改正条例となっております。

附則でございしますが、附則の第1項で、この条例は、令和5年12月1日から適用するとしております。第2条について、附則の第2項のとおり令和6年4月1日から適用するものでございます。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、国の例に準じて、九戸村議会議員の期末手当の額を改定しようとするものでございます。議案第1号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、議案第1号と同様に、国の一般職、特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正が公布されたことに伴うもので、改正内容につきましても議員の取り扱いと同様に、期末手当の額を第1条で「0.1カ月」引き上げ、第2条で「0.05カ月」引き下げた改正条例となっております。附則においても同様でございます。次のページに新旧対照表を付けておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、国の例に準じて、特別職の職員の期末手当の額を改定しようとするものでございます。議案第2号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。この条例は、本年11月の国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴って改正するものです。

第1条では、条例第20条第2項及び第3項の期末手当の額を「100分の120」を「100分の125」とし、「0.075カ月」引き上げており、同条第3項において、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の67.5」を「100分の70」として、「0.025カ月」引き上げた改正条例となっております。

また、条例第21条第2項第1号で、勤勉手当の額「100分の100」を「100分の105」とし、「0.05カ月」引き上げており、同条同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の47.5」を「100分の50」として、「0.025カ月」引き上げております。併せて、「別表第1 行政職給料表」と「第2 医療職給料表」を改めようとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。9ページの下段第2条では、条例第20条第2項及び第3項の期末手当の額を「100分の125」を「100分の122.5」とし、「0.025カ月」引き下げており、同条第3項では、「100分の70」を「100分の68.75」として、「0.0125カ月」引き下げた改正条例となっております。

また、条例第21条第2項第1号の勤勉手当の額、「100分の105」を「100分の102.5」に引き下げ、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に引き下げるものでございます。

附則でございますが、附則第1項の第1条の給料表の改定は令和5年4月1日から適用し、附則第1項第1号の、第1条の勤勉手当の規定は令和5年12月1日から適用するものです。また、附則第1項第2号の、第2条の期末勤勉手当の規

定は令和6年4月1日から適用するものでございます。附則第2項では、給与の支給について規定しております。次のページに新旧対照表を付けておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、国の例に準じて、一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定しようとするものでございます。議案第3号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第4号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、一般職の職員と同様に期末手当の額を第1条で「0.05 カ月」引き上げ、第2条で「0.025 カ月」引き下げた改正条例となっております。附則においても同様でございます。次のページに新旧対照表を付けておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、国の例に準じて、会計年度任用職員の職員の期末手当の額を改定しようとするものでございます。議案第4号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第5号、税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） それでは、議案第5号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、説明申し上げます。今回の条例改正は、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、九戸村国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険に加入している方が出産、もしくは出産予定の場合、その方の所得割額及び均等割額の年額を12カ月で割り、出産もしくは出産予定月の1カ月前から、出産もしくは出産予定月の翌々月までの4カ月分の所得割額及び均等割額の全額を減額しようとするものでございます。なお、多胎妊娠、いわゆる双子等の場合でございますが、こちらにつきましては3カ月前から減額となり、計6カ月分を減額しようとするものでございます。

さらに、今回の減額に係る届け出につきましては、出産予定日の6カ月前から届け出を可能とするもので、併せて出産後の届け出も可能にしようとするものでございます。

次に、附則でございます。第1項、この条例は、令和6年1月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の九戸村国民健康保険税条例の規定は、令和

5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、国民健康保険税の減額を規定する改正等をするため、所要の整備をしようとするものでございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。なお、次のページから新旧対照表となりますので、お目通し願います。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第6号、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第6号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計予算(第6号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,917万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,424万円としようとするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。この2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加しております。3ページから4ページの歳出につきましてもそれぞれ増額になっております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、主な項目について説明させていただきます。事項別明細書の3ページをご覧ください。まず上段の11款1項1目地方交付税に、1,202万8,000円を計上しております。下段の16款2項2目民生費県補助金では、物価高騰対策事業補助金として202万6,000円を計上しております。

4ページに移りまして、19款繰入金では、財政調整繰入金2,987万9,000円を計上しております。21款諸収入の雑入に、二戸地区広域行政事務組合還付金1,492万8,000円計上しております。

次に、5ページからの歳出につきましても主な項目を説明させていただきます。まず、1款議会費でございますが、3節に議員の期末手当を23万7,000円増額するものでございます。国の例に準じ、支給率の変更による増額分でございます。

次に、2款総務費の1項1目3節職員手当では、一般職の児童手当支給対象者の増により46万5,000円の増額でございます。なお、特別職及び一般職の職員、会計年度任用職員の給与等が条例改正により増額になるものですが、職員の減や育児休業等により当初予算計上分で賄える見込みであることから、今回予算の補正は行わないものであることを申し添えます。次に、4目財産管理費の10節需用費は、燃料価格高騰等により燃料費、光熱水費を増額するとともに、庁舎4階の天井の修繕及び庁舎や公用車の緊急修繕のため、合わせて523万7,000円を増額補正するものでございます。17節備品購入費85万円は、庁舎2階の窓口用のイス、テーブルや記載台を購入しようとするものでございます。6目の企画費では、7節報償費を813万1,000円減額し、12節作業委託料を813万1,000円増額いたします。ふるさと納税謝礼品について、村が直接購入するのではなく業務の効率化から専門業者を介して調達する方法に変更することに伴い、予算を組み替えるものでございます。11節の役務費においても村が直接発送するのではなく、専門業者を介して発送する方法に変更することに伴う予算の組み替えでございます。18節負担金補助及び交付金において、特定地域づくり事業協同組合設立等支援補助金256万8,000円は、組合設立に向けた準備金を組合に対して行う補助金で、主に事務所開設費用や社会保険労務士依頼費、派遣元責任者講習及び資本金が主な内容になります。同じく18節のデマンド交通運行事業費補助金1,862万7,000円は、来年4月1日から運行予定のデマンド型交通に向けた準備費用として、岩手県北バスに補助するもので、運行車両の購入に対する補助のほか、システム導入費や運転士事務員教育訓練費、バス停のパネル製作費などが主な内容でございます。19節扶助費の通学補助事業90万円は、伊保内高校への遠方からの通学者が増えたため増額補正するものでございます。22節では、地方創生推進交付金の精算に係る過年度返還金として、22万5,000円を計上しております。

6ページに移りまして、2款2項2目賦課徴収費11節の役務費、計60万5,000円は、相続人不存在により今後、滞納処分を支障をきたす案件があるため、相続財産清算人の選任を裁判所に申し立てるための費用として新たに計上したものです。次に、2款4項の選挙費でございますが、来年4月19日に任期満了となる九戸村長選挙の事務の管理執行に要する経費として、新規に総額216万4,000円を追加するものでございます。主な内容は、令和5年度中に準備が必要な物品等の調達に係る経費となります。3款民生費1項1目社会福祉総務費のあったか生活支援事業405万3,000円は、県の生活困窮者原油価格物価高騰等特別対策事業を活用し、既存のあったか生活支援事業の商品券給付額に7,000円を追加で給付するために給付費を増額補正するものとなります。下段の、3目老人福祉費の老人保護措置委託料478万5,000円は、養護老人ホームの措置入所者が増えたための増額補正となります。

7ページに移りまして、3款1項4目社会福祉施設費14節の工事請負費399万3,000円につきましては、村総合福祉センター内の漏水箇所の修繕工事に係る増額補正となります。3款2項1目児童福祉総務費の備品購入費33万円は、学童保育施設の暖房器具が故障したことにより、FFストーブを購入するものでございます。2目児童措置費では、児童手当交付金の精算に係る返還金20万8,000円を、3目保育園費では、保育所運営費国庫負担金及び県負担金の過年度精算金41万5,000円をそれぞれ計上しております。

8ページに移りまして、6款農林水産業費の1項7目放牧場管理費の10節需用費は、物価高騰等により不足が生じたため、燃料費、飼料費、医薬材料費の合計122万3,000円を増額補正しております。同じく7目11節の受託牛診療費72万3,000円につきましては、戸田牧野の受託牛に係る診療費について、これまでの実績から推計した不足額を補正するものでございます。次に、7款商工費の1項3目総合公社運営事業に工事請負費218万3,000円を計上しております。こちらは、オドデ館レストランに冷房設備を整備するものでございます。次に、8款土木費4項1目住宅管理費の修繕料では、村営住宅や若者定住促進住宅の施設整備の老朽化、故障に伴う修繕として173万円を増額補正するものでございます。次に、9款消防費1項3目消防施設費の修繕料35万2,000円は、消防防災の業務用データが入った外付けハードディスクの故障に伴う、ディスク復旧のための修繕料でございます。

9ページに移りまして、10款教育費2項1目学校管理費の修繕料に、69万3,000円を計上しております。これは、伊保内小学校のFF式暖房機、断熱クロス取り換えや配膳室シャッター交換、黒板等修繕と、江刺家小学校のトイレ換気扇交換に係る修繕料となっております。次に、下段の10款6項1目保健体育総務費の18節に、スポーツ少年団全国大会出場予算として50万円を追加計上しております。27節の繰出金148万6,000円は、索道事業特別会計で補正する歳出に対応した繰出金でございます。3目学校給食施設費の10節需用費では、物価高騰等によるより不足する光熱水費、賄材料費を合わせて154万5,000円を増額補正でございます。

以上、令和5年度一般会計補正予算(第6号)について、主な内容を説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 議案第7号から議案第8号まで、2件。地域整備課主幹

○地域整備課主幹(上村浩之君) それでは、議案第7号「令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,795 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和 5 年 12 月 4 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2 ページが「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入、3 ページが同じく歳出でございます。次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

事項別明細書の 3 ページをご覧くださいと思います。まず、2 歳入ですが、1 款 1 項 1 目 1 節繰越金は、前年度繰越金が 8 万 4,000 円の増となります。ページをめくっていただきまして、事項別明細書の 4 ページをご覧ください。3、歳出ですが、2 款 1 項 2 目 22 節償還金、利子及び割引料が 8 万 4,000 円の増となりますが、これは令和 4 年度起債借入額の償還額が確定したことに伴い増額補正するものでございます。農業集落排水事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。

続きまして、議案第 8 号「令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 33 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,064 万円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

第 2 条、地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」にお示ししております。

令和 5 年 12 月 4 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2 ページが「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入、3 ページが同じく歳出でございます。

また、4 ページが「第 2 表 地方債補正」でございます。次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

事項別明細書の 3 ページをご覧くださいと思います。まず、2、歳入ですが、3 款 1 項 1 目 1 節繰越金は、前年度繰越金が 23 万 9,000 円の増となります。また、5 款 1 項 1 目 1 節下水道債は、公営企業会計適用債が 170 万円の減となり、過疎地域自立促進特別事業債が 180 万円の追加となります。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の 4 ページをご覧ください。

歳出でございます。1款1項1目総務費の2節給料、3節職員手当等及び4節共済費ですが、給与改定に伴う増でございます。また、11節役務費の1万1,000円ですが、これは公営企業会計移行に伴う下水道事業当座預金口座開設手数料でございます。次に、2目10節需用費の光熱水費が10万円の増となりますが、これは光熱水費の不足が見込まれるため増額補正するものでございます。2款1項2目22節償還金、利子及び割引料が12万7,000円の増となりますが、これは令和4年度起債借入額の償還額が確定したことに伴い増額補正するものでございます。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第9号、教育次長

○教育次長（松浦拓志君） それでは、議案第9号「令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。議案書表紙です。

令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,679万1,000円とするものでございます。

2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページ目が「第1表 歳入歳出予算補正」の表となっております。歳入につきましては、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金で補正前の額1,000円であるところを148万6,000円を追加しまして、148万7,000円としております。これに伴い歳入合計を1,679万1,000円とするものでございます。

続いて、3ページでございます。歳出は、第1款索道費、第1項索道管理費で同じく148万6,000円を追加し、歳出合計を1,679万1,000円とするものでございます。

次ページから、歳入歳出補正予算事項別明細書となります。こちらのほう、4ページをお開き願います。歳出です。第1款索道費、1項索道管理費、1目一般管理費、10節需用費に村営くのヘスキー場で使用する電気料金の高騰に伴う光熱水費の追加分として111万3,000円を計上しております。次に、11節役務費及び13節使用料及び賃借料でございます。昨シーズンのスキー場営業中、スキー場男子トイレの排水が詰まりまして、一時的にトイレが使用できなくなるトラブルがあり、利用者の皆さんに大変ご不便をおかけしたという経緯がございます。また、

スキー場の男子トイレには大便器が一つしかないことから、そもそもトイレの数が少ないといった苦情も受けております。これを受けまして、今シーズンにおいては、架設のレンタルトイレを一基、シーズン中設置しようとするものでございます。このシーズン中の仮設トイレのレンタル料金として、13節に36万7,000円の使用料を。そして、そのし尿処理の手数料として3回分、11節に6,000円を計上したものとさせていただきます。

補正内容に関しては、以上です。ご審議について、よろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第10号、水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第10号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、補正予算(第1号)第4条に定めた経費の金額を次のように改めようとするもので、職員給与費1,329万1,000円を58万4,000円増額し、1,387万5,000円にしようとするものでございます。

令和5年12月4日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。今回の補正ですが、予算総額は変わっておりません。収益的支出において、11款1項1目の原水及び浄水費の給料、手当等及び法定福利費についてですが、給与改定に伴う増でございまして。同額を2目の配水及び給水費から減額しており、実質的には科目間流用の形になりますが、職員給与費につきましては流用禁止事項となっており、議会の議決を経なければならないことから、今回、議案としてご提出申し上げるものでございます。

水道事業会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 以上で、日程第3、議案第1号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第12、議案第10号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」までの議案10件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案等の審議等については、議事運営の都合上、12月8日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は、12月7日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（桂川俊明君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会（午前 11 時 49 分）